

## 第10節 避難計画

### 第1項 計画の主旨

災害緊急時に際し、危険な地域にある住民に対して、自主避難の指導並びに避難のための立ち退きを指示し、安全に避難させるとともに、それらの避難者及び住居の場所を失った者を一時的に収容するための避難所等に関して定める。

### 第2項 市が実施する対策

#### 1 自主避難の促進（危機管理班，避難所対策部）

市は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域の住民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な事前避難や、不測の事態時の緊急避難の実施を促進する。ただし、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等の避難に関する情報の正しい意味の理解を広める。

また、台風などの風水害時において、住民等の早期避難を促すため、自主避難所となる収容避難所を早期開設する。自主避難所は、地区市民センター併設公民館20施設、単独公民館3施設（一ノ宮、愛宕、神戸）、小学校体育館4施設（長太、箕田、白子、鼓ヶ浦）の27施設とする。

なお、感染症がまん延するおそれがある状況下においては、小学校体育館6施設（国府、加佐登、牧田、若松、稲生、栄）を追加開設する。

#### 2 避難の指示等の実施（危機管理班，総務管理部）

洪水・浸水・土砂災害等の発生により人命の危険が予測される場合は「鈴鹿市避難情報等の判断伝達マニュアル」を基に避難指示等を発令する。また、同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための立退きの指示を行う。また、「警戒レベル4 避難指示」の他、必要に応じて「警戒レベル3 高齢者等避難」を伝達し、適切な避難誘導を実施する。

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは避難を指示する。	基本法第60条
		【警戒レベル3】	

第3章 災害応急対策計画

		<p>高齢者等避難</p> <p>高齢者，障がい者等の避難行動に時間を要するものに対して，その避難行動支援対策と対応しつつ，早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を必要に応じて伝達する。</p> <p>【警戒レベル4】</p> <p>避難指示</p> <p>指定避難所等への立退き避難を基本とするが，少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として，「屋内安全確保」も併せて促す。</p> <p>【警戒レベル5】</p> <p>緊急安全確保</p> <p>既に災害が発生している状況であり，命を守るための最善の行動をとるよう促す。</p>	
警察官	災害全般	<p>市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき，又は市長から要求があったときは，避難を指示する。この場合，速やかにその旨を市長に報告する。</p>	基本法第61条
		<p>人の生命若しくは身体に危険を及ぼし，又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災的危険な事態がある場合に避難を命ずる。</p>	警察官職務執行法第4条
消防長 又は 消防署長	危険物， ガス等の 漏洩，流出	<p>危険物等の漏洩等の事故現場において，火災警戒区域を設定して，その区域から退去，出入の禁止，制限，火の使用を禁止する。</p>	消防法第23条の2
消防吏員 消防団員	火災	<p>火災現場において，消防警戒区域を設定して，その区域からの撤去を命じ，出入を禁止し若しくは制限する。</p>	消防法第28条
知事 知事の命を	洪水	<p>洪水により，著しい危険が切迫していると認められるときは，避難のため</p>	水防法第29条

### 第3章 災害応急対策計画

受けた職員 水防管理者		の立退きを指示する。	
知事 知事の命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。	地すべり等防止法第25条
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に避難を指示する。(警職法の準用)	自衛隊法第94条

#### 3 避難の指示等内容及びその周知（危機管理班，総務管理部，消防対策部）

##### (1) 警戒レベル4 避難指示，警戒レベル3 高齢者等避難の内容

避難指示等は，次の内容を明示して行う。

- 要避難対象地域
- 避難先
- 避難理由
- 避難時の注意事項等

##### (2) 避難の周知徹底

避難指示者等は避難のため，立退きを指示したとき，「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令したとき又はその指示等を承知したときは，その地域に居住する者及び関係する各機関に通知，連絡し，その周知徹底を図る。

###### ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は，避難のための立退きを指示し又は「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令し，あるいは指示等を承知したときは，関係機関に通知又は連絡する。

###### (ア) 県に対する報告

指示者等，避難理由，指示等の日時，避難先等を知事に報告する。

###### (イ) 関係機関への連絡

次の機関のうち必要なものに連絡する。

- a 県の関係機関及び警察署
- b 避難場所の管理者
- c 隣接市町

###### イ 住民等に対する周知

###### (ア) 事前処理

市長及び関係機関は，避難のための立退きの万全を図るため，避難場所等をあらかじめ住民に周知徹底させておく。

### 第3章 災害応急対策計画

#### (イ) 指示等の周知徹底

市長は、避難の指示をしたとき、「警戒レベル3 高齢者避難等」を発令したとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法でその周知徹底を図る。

- a 広報車による巡回周知
- b 同報防災無線による周知
- c 市ホームページ，CATV，コミュニティFM，Yahoo!防災速報，緊急速報メール（エリアメール）等による周知
- d 三重県防災ヘリコプターによる周知

市長は、避難の周知につき必要と認められる場合は、県本部に対し、三重県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

#### e 放送等による周知

市長は、避難の周知につき必要と認められる場合は、県本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

市長が県本部を通して放送機関へ放送を依頼した場合、県本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に徹底すべく放送時間，放送回数等を考慮して放送する。

- f 高齢者，障がい者，外国人等の災害時要援護者に対する避難情報の提供を図る。

#### (ウ) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警鐘	乱	打	
余韻防止付きサイレン信号	1分 —— 5秒	1分 —— 5秒	1分 —— 5秒

信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

## 4 避難方法（総務管理部，福祉医療対策部，消防対策部）

### (1) 避難の順序

避難立退きの誘導に当たっては、高齢者，障がい者等の災害時要援護者を優先して行う。

また，災害時要援護者の情報把握については，災害時要援護者名簿を参考に民生委員や地域住民，社会福祉施設等関係機関と連携した状況確認や避難誘導を行う。

### (2) 移送の方法

- ア 避難立退きに当たっての移送及び輸送は、原則、避難者が個々に行う。
- イ ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、市において車両等によって行うことができる。
- ウ 必要に応じて誘導用ロープを使用して安全を図る。

(3) 広域災害による大規模移送

被災者が広域で大規模な立退き移送を要し、市において措置できないときは、市は県地方部をとおして、県本部に避難者移送の要請をする。

なお、事態が急迫しているときは、市は、直接隣接市町村、警察署等に連絡して実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限に制限をし、円滑な立退きについて適宜の指導をする。

5 避難所の開設及び運営（総務管理部、避難所対策部、福祉医療対策部、建築対策部）

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため避難所を開設する。

開設に当たっては、必要に応じて避難所となる公共施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該建築物の被災状況の把握に努める。

また、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達・確保を行うため、職員の派遣を行う。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における協力に関する協定（避難所等への臨時郵便差出箱の設置等）、災害時におけるLPガス等の調達に関する協定、災害時における避難所用電器資機材等の設置支援に関する協定、災害時における避難生活の環境向上に必要な設備等の設置支援に関する協定（仮設入浴設備の提供等）、災害時における畳の提供等に関する協定、災害時における応急生活物資の供給に関する協定）

(1) 収容者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要がある者に対して行う。

(2) 設置の方法

ア 避難場所は学校、公民館、地区集会所等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮設する。また、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人等の災害時要援護者に配慮して、多様性を考慮した避難場所の確保に努める。

イ 災害の様相が深刻で、市内に避難場所を設置することができないときには、知事及び関係市町と協議し、隣接市町に市民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

### 第3章 災害応急対策計画

ウ 避難所を設置したときは、その旨を公示し責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

市民等が市の指示に基づかず親戚や一縁者等の住家に集まって避難所と称しても避難所として指定することはできない。

エ 小中学校等の学校施設については、屋内運動場（体育館）を避難所として開設するが、外水もしくは内水氾濫等で当該施設に浸水の恐れがある場合は、施設管理者と協議の上、垂直避難可能な校舎等の施設を開放するなど、柔軟な対応を実施する。

オ 降雨等による宅地地盤・擁壁等から生ずる二次災害を軽減・防止するため、必要に応じて県と連携し、避難所の被災宅地危険度判定を実施する。

#### (3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

#### (4) 運営管理

避難所の運営及び管理にあたっては、次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、地域住民、施設管理者、避難所派遣職員（救助施設班）等で避難所運営委員会を組織するとともに、必要に応じて、県、他の市町村に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別等の避難者の多様なニーズに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ 避難所の運営は男女ともに参画するとともに、男女のニーズなどの多様な視点等、男女双方の視点等に配慮した避難者ニーズの把握に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ 避難所における感染症（新型コロナウイルス感染症等）対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすため、一人あたりの占有スペースの確保、ゾーン分け等の対策のほか、避難者の受付での体調確認や検温、体調不良者の隔離、保健師・看護師職員による見守り等を行うよう努める。

オ 感染症対策用品収納箱（避難所派遣職員用、避難所を開設する避難者用）の設置や、感染症対策資機材等の確保を行う。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定、地域包括連携協定（段ボール製品等の提供）、災害時における資機材のレンタルに関する協定、災害時における応急生活物資の供給に関

する協定)

- カ 被災地，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い，被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに，健康状態を十分把握し，必要に応じて救護所を設ける。
- キ 高齢者，障がい者等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じて，福祉避難所となる福祉施設等への入所，三重県災害派遣福祉チーム（DWA T）やホームヘルパーの派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得て実施する。
- ク 避難者の住宅については，速やかに被災宅地危険度判定を実施し，必要に応じて応急修理を施すなどして，自宅の安全性が確認できた避難者の帰宅を促進する。
- ケ 被災者の健全な住生活の早期確保のために，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により移住を促し，避難所の開設期間の短期化に努めることを基本とする。
- コ 帰宅困難者については，交通情報等の迅速な提供により早期の帰宅を促す。
- サ ペット同行の避難者に対しては，ペットの管理場所を指定するなど，飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- シ 屋内運動場（体育館）に多数の避難者を収容できない場合や，災害時要援護者等への対応のため，校舎を二次開設することが必要となった場合は，施設管理者及び避難所運営委員会等と協議の上，校舎を開放する。

資料編4-1 避難場所

(5) 開設の期間

- ア 救助法が適用された場合，開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし，内閣総理大臣の承認により期間延長を行うことができる。
- イ 避難者の減少等により，避難所を閉鎖又は縮小する場合は，施設管理者及び避難所運営委員会等と協議を行い，避難所の閉鎖や避難スペースの縮小，又は他の避難所への避難者を移送し，避難所の集約等を実施する。
- ウ 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと，縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ，その他の者についても他に分散するよう指導し，できる限り短期間にとどめる。

(6) 費用の限度

救助法が適用された場合，避難所の設置及び収容のため支出する費用は，救助の程度，方法，期間については次のとおりである。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

(7) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合，市は，県本部に対し，一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

(8) 災害時要援護者への対応

市は，避難所で生活する高齢者・障がい者等の災害時要援護者に対し，ボランティア等の協力を得て，各種救援活動を行う。

ア 医療や介護の専門職が避難所を巡回しながら種々の相談を受け，福祉避難所へ

### 第3章 災害応急対策計画

の収容など必要な措置を関係機関に要請する。

イ 保健師やケアマネージャーなどによる家族への支援活動を行う。

#### (9) 避難場所の指定

市が避難のための立退きを指示したときは避難所、避難地等避難場所を指定する。ただし、市は当該避難場所が万一被災し、又は当該避難場所に至る避難経路が遮断された場合には、新たな避難場所を指定し、又は輸送することに努める。

#### 資料編4-1 避難場所

### 第3項 防災関係機関等が実施する対策

#### 1 避難の指示等

##### (1) 市町長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の避難の必要が認められる事態において、市長が避難指示を行うことができないと認められるとき又は市長から要求があったときは、海上保安官は、自ら避難を指示する。この場合は、海上保安官は、速やかにその旨を市長に報告する。（基本法第61条）

##### (2) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第94条）

#### 2 避難指示等の市民への広報（放送機関）

市長からの要請に基づき、県本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

### 第4項 市民や地域が実施する対策

#### 1 避難所における地域住民及び避難者の協力

##### (1) 住民及び避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に積極的に協力する。

##### (2) 災害時要援護者への支援

避難所の運営にあたっては、災害時要援護者の生活が安全になされるよう配慮するものとし、健常な避難者はその運営に配慮、協力する。

##### (3) 早期退出への協力

市が避難指示等を解除後、自宅の安全が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるように努める。

## 第11節 応急住宅対策計画

### 第1項 計画の主旨

災害のため住宅に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅の建設並びに日常生活に欠くことのできない部分を応急修理し、一時的な居住の安定を図る。

なお、本計画中の「2 応急仮設住宅の建設」「3 被災住宅の応急修理」の計画については、救助法適用時の基準によるものであるが、救助法が適用されない場合にも必要に応じて本計画に準じて実施する。

### 第2項 市が実施する対策（建築対策部）

#### 1 実施体制

(1) 住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握する。また、住宅相談窓口等を設置し、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

#### 資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における被災住宅等の応急対策業務に関する協定、災害時における被災建築物の相談窓口等の支援に関する協定）

(2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市長が行う。ただし、救助法が適用された場合には知事が行う。その場合においても、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは市長が行う。

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。

(4) 災害時における被災者用の住居として、利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

#### 2 応急仮設住宅の建設

災害のため住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。

##### (1) 設置戸数

市の全壊（焼）流出世帯数の30/100の範囲内で、必要戸数を設置する。

なお、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。

##### (2) 設置場所

市において決定する。なお、仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

##### (3) 規模等

規模、規格、構造、単価等の面で市町間の格差が生じ、被災者に不公平感を与えないよう県と調整を行う。

##### (4) 災害時要援護者に配慮した仮設住宅

応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した住宅の建設を考慮する。

(5) 入居基準

- ア 住家が全壊（焼）流出した世帯であること。
- イ 居住する住家がない世帯であること。
- ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。
- エ 上記該当者が3割を超える場合は、生活能力が低く、かつ住宅の必要性の高い者。

(注) ウに該当する者の例

- (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦及び母子世帯
- (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障がい者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) 前各号に準ずる経済的弱者

(6) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。市は、災害発生の日から7日以内に建設場所及び入居該当者について県に報告する。

(7) 費用の限度

救助の程度、方法、期間等は、救助法による。

**資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間**

(8) 供与期間

建築工事が完了した日から最長で2年3カ月以内（救助法及び建築基準法に基づく）とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(9) ペット対策

飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所の確保に努める。

**3 被災住宅の応急修理**

被災住宅の応急修理について、県建設労働組合等の業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(1) 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者。

(2) 対象世帯数

ア 市の半壊又は半焼世帯数の30/100の範囲内。ただし、必要があると認められる場合は、救助法適用市町村の半壊、半焼世帯数の合計数の30/100の範囲内で、市町村相互間において修理戸数の融通をすることができる。

イ 特別の事情があるときは、内閣総理大臣の承認を受けて対象世帯数の限度を引き上げることができる。

(3) 費用の限度

救助の程度，方法，期間等は救助法による。

資料編16-1 災害救助法による救助の程度と期間

(4) 期間

災害発生の日から1か月以内とする。ただし，特別の事情がある場合は，内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

4 公営住宅や民間賃貸住宅の活用

市営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め，その居住の安定を図る。また，県営住宅や民間賃貸住宅などの空き情報を収集し，応急仮設住宅として活用できるか確認して，住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し，住宅を確保し，あつ旋する。これら住居への入居は，災害時要援護者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

5 被災宅地危険度判定の実施

市長は，区域内において降雨等の災害により，宅地が大規模かつ広範囲に被災し，被災宅地危険度判定が必要と判断した場合は，当該危険度判定の実施を決定する。その際は，被災宅地応急危険度判定拠点（サテライト共）の施設の位置づけを行う。

市長は，判定実施を決定したときは，本部内に判定実施本部を設置するとともに，その旨を県に連絡する。併せて，被害者等への周知等，判定実施に必要な措置を講じ，必要に応じて判定士の派遣など判定支援を知事に要請する。

被災宅地危険度判定士は，宅地の被害状況を現地調査して危険度を判定し，宅地に判定結果を標示して，所有者，使用者，付近を通行する人及び近隣住民等に注意喚起するとともに，遅延なく実施本部に報告する。

## 第12節 食料供給計画

### 第1項 計画の主旨

大規模災害の発生に伴う家屋の倒壊、焼失等は、地域の住民の食料、自炊手段を奪うだけでなく、食料の供給、販売機能の混乱や停止を招き、住民の不安を増大させることとなる。

したがって、被災者（旅行者、帰宅困難者等を含む）及び応急対策活動従事者等に対する迅速な食料の応急供給を行うため、これら給食活動の実施体制、食料の調達等を迅速かつ的確に行う。

### 第2項 市が実施する対策

#### 1 食料の供与（総務管理部、避難所対策部、産業物資対策部）

災害時における主食等の供給及び炊き出し等の食料の応急供給については、県と常に連絡を保ち、必要な場合は物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて県へ協力を要請し、市長が実施する。

市長は、災害対策用応急食料として、パン、インスタント・レトルト食品等の供給を必要とする場合に備え、これらの食料品を取り扱う小売業者との連絡調整に努める。

市長は、調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

市長は災害時における主食等食料の供給が不可能であると判断した場合は、県へ供給申請を行う。

なお、食料の応急供給に当たっては、農林水産省で定めている「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」及び県で定めている「災害時又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡実施要領」に基づき行う。

また、救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市長が実施する。

#### 資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定）

##### （1）供給対象者

被災者（旅行者、帰宅困難者等を含む）及び救助作業、急迫した災害の防止あるいは緊急復旧作業の従事者

##### （2）供給品目

米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン及び麦製品等

##### （3）供給数量

市長が認めた数量

※ 応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、

### 第3章 災害応急対策計画

性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。また、糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

#### 【食料の供給手順】

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給手順を参考に備蓄を活用した食料の供給に努めるとともに不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

食料の供給は概ね以下の手順を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・発災～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の備蓄食
- ・発災12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・発災24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・発災72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

#### 2 炊き出しの実施（総務管理部、避難所対策部）

炊き出しは、本部及び住民、ボランティア、自衛隊等の協力により避難所及び避難所に近い適当な場所又は給食施設等既存の施設において行うほか、市長が必要と認めるときは、米飯提供業者に依頼して実施する。

#### 資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における炊き出し、物資配給等に関する協定）

#### 資料編8 炊出し予定箇所

#### 3 自炊支援（産業物資対策部）

避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

### 第3項 防災関係機関等が実施する対策

市との協定や要請に基づき、食料の供給を行うこととする。

なお、国によるプッシュ型支援が実施された際の本市分の食料及び育児用調製粉乳の配送予定数量については、以下に掲げるとおり。

- (1) 食料：739,800食
- (2) 乳児用粉ミルク：286,000g

※三重県広域受援計画（令和3年3月）に基づく

#### 資料編16-5 防災に関する協定等一覧（災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定、災害救助に必要な物資の調達に関する協定、災害時における相互援助協定、大規模災害時における物資の支援協力に関する協定、災害時における物資供給及び物資配送に関する協定）

**第4項 市民や地域が実施する対策**

発災直後は、物資等の流通機能の低下が見込まれるため、3日間程度の間に必要な食料は、自らの備蓄でまかなえるよう各家庭で食料の確保に努める。